

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊岡市は生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県豊岡市長

公表日

令和3年9月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。
③システムの名称	生活保護システム、中間サーバ、番号連携サーバ(団体間統合宛名システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護被保護者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の15の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【照会ができる根拠規定】 番号法第19条第8号及び別表第二の26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二に関する命令」という。)第19条 【提供ができる根拠規定】 番号法第19条第8号 番号法別表第二の9の項 別表第二に関する命令第8条第1号及び第2号 番号法別表第二の10の項 別表第二に関する命令第9条第1号、第2号及び第3号 番号法別表第二の14の項 別表第二に関する命令第11条 番号法別表第二の16の項 別表第二に関する命令第12条第1号、第2号、第3号及び第4号 番号法別表第二の24の項 別表第二に関する命令第17条 番号法別表第二の26の項 別表第二に関する命令第19条 番号法別表第二の27の項 別表第二に関する命令第20条第4号、第5号、第6号、第7号、第9号及び第10号 番号法別表第二の28の項 別表第二に関する命令第21条第1号、第4号、第5号、第7号、第8号及び第9号 番号法別表第二の31の項 別表第二に関する命令第22条第2号、第3号、第4号、第5号、第7号、第9号及び第10号 番号法別表第二の54の項 別表第二に関する命令第28条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第7号、第8号及び第9号 番号法別表第二の61の項 別表第二に関する命令第32条第1号及び第2号 番号法別表第二の62の項 別表第二に関する命令第33条 番号法別表第二の64の項 別表第二に関する命令第35条 番号法別表第二の70の項 別表第二に関する命令第39条第1号 番号法別表第二の87の項 別表第二に関する命令第44条 番号法別表第二の94の項 別表第二に関する命令第47条第2号、第3号、第4号、第5号、第7号、第8号、第9号、第10号及び第11号 番号法別表第二の104の項 別表第二に関する命令第52条 番号法別表第二の106の項 別表第二に関する命令第53条第1号、第2号及び第3号 番号法別表第二の108の項 別表第二に関する命令第55条第1号、第2号、第3号及び第4号 番号法別表第二の116の項 番号法別表第二の120の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部社会福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	豊岡市役所 総務部 総務課

問合せ	〒668-8666 豊岡市中央町2番4号 TEL 0796-23-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	豊岡市役所 健康福祉部 社会福祉課 〒668-0046 豊岡市立野町12番12号 TEL 0796-24-7031

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年2月29日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年2月29日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年10月5日					新規登録
平成29年4月1日	評価実施機関における担当部署	課長 白石 嘉一	課長 原田 政彦	事後	H29.4.1人事異動
平成29年4月1日	しきい値判断項目 いつの時点の計数か	平成27年9月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	上記変更に伴い、評価見直し実施
令和1年6月25日	5. 評価実施機関における担当部署	課長 原田 政彦	課長	事後	
令和1年6月25日	Ⅱ-1	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅱ-2	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ-1		基礎項目評価書	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ-2		十分である	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ-3 目的を超えた紐付け、 事務に必要な情報との紐		十分である	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ-3 権限のない者(元職員、 アクセス権限のない職員		十分である	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ-7		十分である	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ-8		○自己点検	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ-9		十分に行っている	事後	
令和2年3月23日	公表日	令和1年6月28日	令和2年3月27日	事前	再実施
令和2年3月23日	Ⅱ-1	平成31年4月1日	令和2年2月29日	事前	再実施
令和2年3月23日	Ⅱ-2	平成31年4月1日	令和2年2月29日	事前	再実施
令和3年8月26日	I-4	【照会ができる根拠規定】 番号法第19条第7号 【提供ができる根拠規定】 番号法第19条第7号	【照会ができる根拠規定】 番号法第19条第8号 【提供ができる根拠規定】 番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和3年8月26日	公表日	令和2年3月27日	令和3年9月3日	事前	